

令和7年6月6日

記者発表配付資料

- 令和7年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和7年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和7年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和7年度6月補正予算（案）の概要
- 県有施設のネーミングライツの導入について

令和7年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 15件

令和7年度補正予算	-----	1件
条例その他議案	-----	12件
報告議案	-----	2件

1 令和7年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	1,855,920千円	475,983,923千円

2 条例その他議案 ----- 12件

条例議案	-----	11件
その他議案	-----	1件

3 報告議案 ----- 2件

専決処分報告	-----	2件
--------	-------	----

令和7年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

第 1 号 令和7年度高知県一般会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

第 2 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案

第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

第 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

第 6 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

第 7 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

第 8 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案

第 9 号 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第 10 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

第 11 号 高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案

第 12 号 警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案

第 13 号 高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定に関する議案

○ 報 告

報第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

令和7年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 2 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例議案

(行政管理課)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が改定されたことを考慮し、選挙長等の報酬の額を改定しようとするもの

第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児に係る部分休業制度が拡充されることを考慮し、当該拡充される部分休業の1年当たりの取得範囲を定める等必要な改正をしようとするもの

第 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を考慮し、職員が仕事と育児との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするもの

第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税及び県たばこ税について必要な改正等をしようとするもの

第 6 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における県税の課税免除措置の適用要件としての地域経済牽引事業施設を設置する期限を3年延長しようとするもの

第 7 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の対象から情報通信技術利用事業用設備を除くとともに、当該県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限を2年延長する等必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、国政選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたこと等を考慮し、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に関して同様の措置を講ずる等必要な改正をしようとするもの

第 9 号 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(長寿社会課)

入所定員の減少その他の入所者へのサービスの提供上の支障が生じると想定されるときにおける当該特別養護老人ホームの建替え後の1室当たりの定員基準について特例を設けるとともに、当該定員基準の特例を適用する際の要件を定めようとするもの

第 10 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案

(農業基盤課)

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）の施行により土地改良法（昭和24年法律第195号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 11 号 高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案

(河川課)

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき特定都市河川流域として指定された一級河川仁淀川水系日下川流域における流域水害対策計画が策定され同流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が定められたことを考慮し、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第10条第1号の規定により当該技術的基準に係る強化降雨を定めようとするもの

第 12 号 警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案

(装備施設課)

警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されたことを考慮し、警察官及び交通巡視員に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ろうとするもの

第 13 号 高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定に関する議案

(スポーツ課)

高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコート
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市大谷公園町21番地6
株式会社高知犬
- (3) 指定期間
令和7年8月1日から令和12年3月31日まで

報第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方譲与税、地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもの

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

改正理由

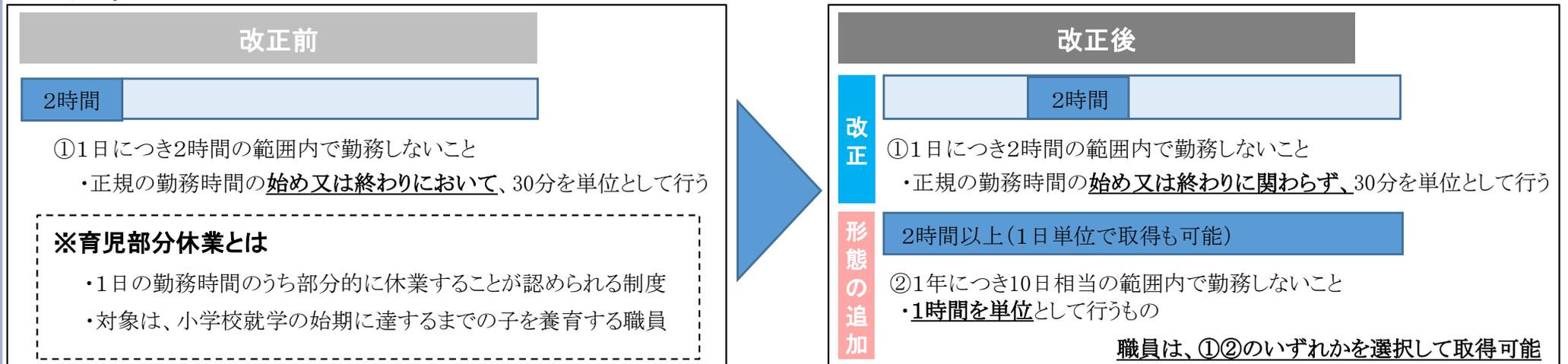
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正※に伴い、**育児に係る部分休業制度が拡充されること等を考慮し、当該拡充された部分休業の1年当たりの取得範囲等**について国家公務員に準じた措置を講ずるもの。

※令和7年法律第5号令和7年1月8日公布

改正内容

1 育児部分休業の拡充（取得形態の多様化）

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立をより一層支援するため、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。



条例改正の主な内容

- ①の部分休業形態において勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止
- ②の部分休業形態における休業取得範囲を、1年につき10日相当とすること
- ①と②の部分休業形態を変更することを認める「特別な事情」を規定※

※ 配偶者の負傷・疾病等当初の申出の際には予測することができなかつた事実の発生により、子の養育に著しい支障が生じると認める場合

2 施行日 令和7年10月1日

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について

令和7年6月議会
行政管理課、教職員・福利課、
警務課

改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正※を考慮し、国家公務員等において、男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充のための措置がなされる。本県においても国に準じて同様の措置を講ずるもの。

※令和6年法律第42号令和6年5月31日公布

改正内容

1 職員本人又はその配偶者が妊娠・出産したことを申し出た場合における情報提供・意向確認等の措置(新設)

本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等を行うほか、以下の措置を行う。

- (1) 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 妊娠・出産の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (4) (3)により意向を確認した事項への配慮

【出生時両立支援制度等(例示)】

妊産婦の健康診断休暇	妊娠中または出産後1年以内の女性職員が健康診査等を受ける場合に取得できる休暇
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の職員が通勤に交通機関または交通用具を利用する場合で、その混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響がある場合に取得できる休暇
分べん(産前産後)休暇	職員の母性を保護するため労働基準法に基づき、産前産後にそれぞれ8週間認められている休暇
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴う入院の付き添い等を行う職員が取得できる休暇
男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に生まれてくる子または小学校入学前の子を養育する男性職員が取得できる休暇

2 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度の情報提供・意向確認等の措置(新設)

3歳に満たない子を養育する職員に対し、一定の期間内に以下の措置を行う。

- (1) 育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (4) (3)により意向を確認した事項への配慮

【育児期両立支援制度等(例示)】

育児休暇	2歳未満の子を養育する職員が保育所等への送迎、授乳、その他の世話をを行う場合に取得できる休暇
休憩時間の短縮	小学3年生までの子を養育する場合や、小学校に就学している子を送迎するため、その住居以外の場所へ赴く場合等に、60分の休憩時間を45分に短縮できる制度
早出遅出勤務	通常の勤務時間の他に、複数の早出遅出区分から勤務時間を設定することができる
育児休業	3歳未満の子を養育する職員が一定期間休業することを認められる制度
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務時間のうち部分的に休業することを認められる制度

3 施行日 令和7年10月1日(改正内容の2は、公布の日から実施可能とする。)

1 高知県税条例の一部を改正する条例について

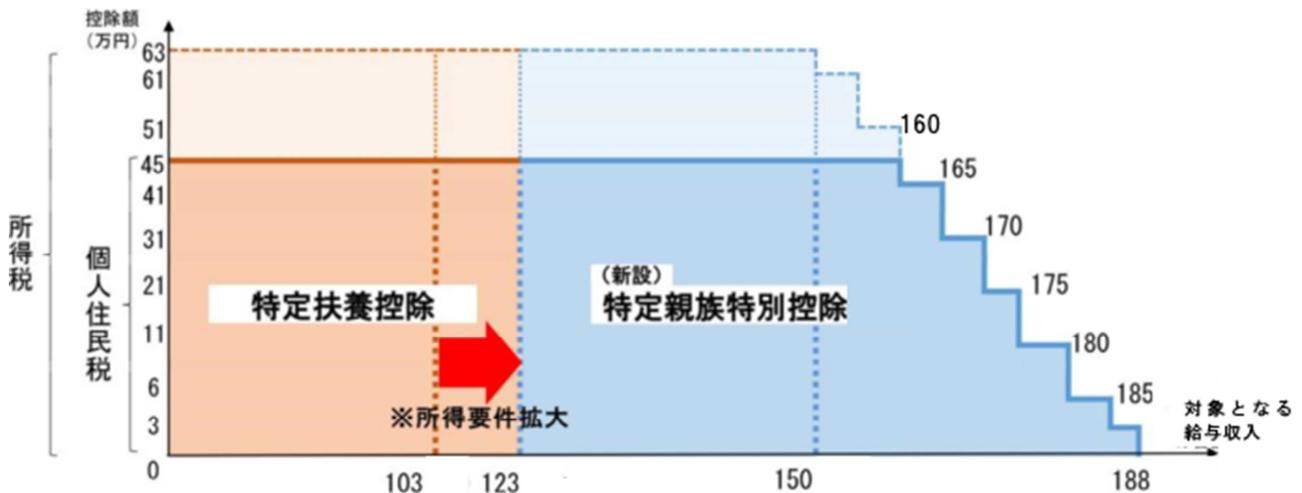
(1) 趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税及び県たばこ税について必要な改正等をしようとするもの。

(2) 主な改正内容

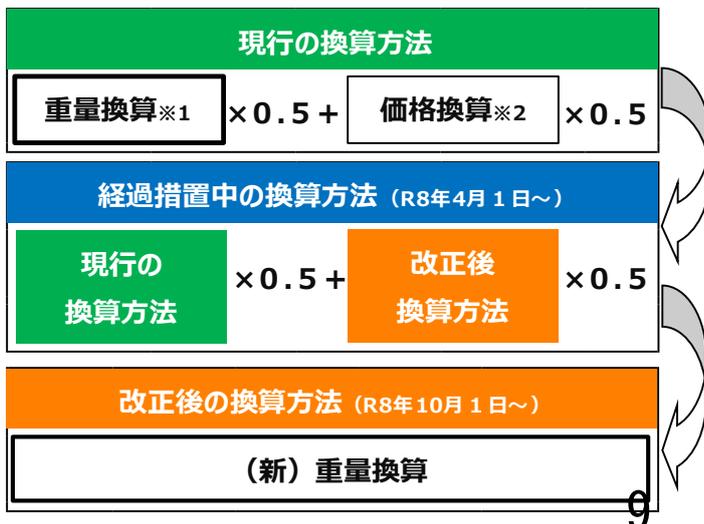
○個人の県民税（令和8年1月1日施行）

就業調整への対応のため、令和8年度から特定扶養控除の対象となる大学生年代の子等の所得要件を給与収入123万円（現行103万円）以下に拡大したうえで、子等の所得要件を超えた場合でも親等が受けられる新たな控除（特定親族特別控除）を創設し、控除額が段階的に逓減する仕組みを設ける（控除額：最高45万円）。



○県たばこ税（令和8年4月1日施行）

加熱式たばこが紙巻たばこと比べて税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、加熱式たばこの課税方式を、重量と価格により紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で見直しを実施する。



※1 「加熱式たばこ」の **0.4g** をもって「紙巻きたばこ」の1本に換算
 ※2 「加熱式たばこ」の小売価格／「紙巻きたばこ」の平均価格

※ 激変緩和措置として、「現行の換算方法」と「改正後の換算方法」とを1：1の割合とした換算方法を適用

※ 「加熱式たばこ」の **0.35g** をもって「紙巻きたばこ」の1本に換算（1本の重量が0.35g未満の場合は、その1本を紙巻きたばこ1本と換算）
 ※ 「スティック型以外の加熱式たばこ」は、**0.2g** をもって紙巻きたばこ1本に換算

2 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における不動産取得税の課税免除措置の適用期限を 3 年延長しようとするもの。

(2) 主な改正内容

課税免除の適用期限を、令和 7 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する（令和 7 年 4 月 1 日から適用）。

対象地域	対象事業	対象税目	対象不動産	設置期限
同意促進区域 (※ 1)	地域経済牽引事業 (※ 2)	不動産 取得税	取得価額が 1 億円 を超える家屋及び その敷地である土 地 (※ 3)	基本計画の同意日から 令和 7 年 3 月 31 日まで ↓ 基本計画の同意日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

(※ 1) 主務大臣の同意を得た基本計画において定められた促進区域（本県における基本計画において定められた促進区域：高知県全域及び物部川地域（南国市、香南市、香美市））

(※ 2) 地域特性・高付加価値創出・地域への経済波及効果のある事業

(※ 3) 農林漁業関連業種は 5 千万円

3 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号）が一部改正されたことを考慮し、事業税及び不動産取得税の不均一課税措置の適用期限を 2 年延長しようとするもの。

(2) 主な改正内容

不均一課税の適用期限を、令和 7 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する（令和 7 年 4 月 1 日から適用）。

対象地域	対象事業	対象税目	取得価額	対象となる 設備投資	適用期限
半島振興 対策実施 地域 (※ 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造の事業 ・ 旅館業（下宿業を除く） ・ 有線放送業 ・ ソフトウェア業 ・ 情報処理・提供サービス業 ・ 農林水産物加工販売業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税 ・ 不動産 取得税 	合計 500 万円 以上 (※ 2)	新設、増設	令和 7 年 3 月 31 日 ↓ 令和 9 年 3 月 31 日

(※ 1) 半島振興対策実施地域のうち認定産業振興促進計画に記載された計画区域内

(※ 2) 製造業及び旅館業については、資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人は 1,000 万円以上、5,000 万円超の法人は 2,000 万円以上

(※ 3) 令和 7 年 4 月 1 日以降、対象事業から、情報通信技術利用事業（コールセンター、市場調査等）に係る事業を除外

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案について

1 概 要

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、国政選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことを考慮し、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における当該経費の限度額につき同様の措置を講ずるなど、必要な改正を行うもの。

2 主な改正の内容

（1）ビラの作成の公営（第7条関係）※公布日施行

区 分	改正単価	現行単価
①5万枚以下（1枚あたり）	8円38銭	7円73銭
②5万枚を超えるもの（1枚あたり）	5円62銭	5円18銭

（2）ポスターの作成の公営（第10条関係）※公布日施行

区 分	改正単価	現行単価	
印刷費	①選挙区のポスター掲示場の数が500以下 （1枚あたり）	586円88銭	541円31銭
	②選挙区のポスター掲示場の数が500を超えるもの （1枚あたり）	30円73銭	28円35銭

限度額の基準

県議会議員及び県知事選挙における公営については、国政選挙の基準に準じて条例で定めることになっており、現行の限度額についても、国政選挙に準じた額。

改正概要

- ▶ 特別養護老人ホーム（以下「**特養**」という。）1室当たりの**定員基準**を、一定の要件を満たす場合に限り現行2人以内を4人以内とすることを認める。

施行日

公布の日から施行する

改正の背景等

現行の基準

- ▶ 国基準（平成24年4月1日施行）では、入所者の生活環境の向上の観点から、特養の1室当たりの定員は**2人以内**とされた。（それまでは**4人以内**。）
- ▶ 本県は、施設基準を定める条例（以下「**基準条例**」という。）を平成25年1月施行。（国と同じ内容の基準）
- ▶ 経過措置により、基準条例施行時に現に存する特養の定員は1室当たり**4人**以内で良いが、基準条例施行後に当該特養の**増築、又は建替え**を行う場合は1室当たり**2人以内**とする必要がある。

居室整備（定員）の望ましい在り方に関する市町村意見

- ▶ 保険者（市町村）意見（令和6年10月アンケート実施）
ユニット型個室が望ましいと回答した市町村が最も多く12保険者
- ▶ 一方で、6保険者が、現在4人部屋を持つ施設の老朽化等による建替え時に必要な定員数が確保できない可能性があるため、選択肢として4人部屋が望ましいと回答

他県の状況

- ▶ 44都道府県が、1室あたりの定員基準を**4人以内**としている。

県の考え方

- ▶ 特養の居室定員は、今後の利用者見込みや国のユニット化推進の方向性、プライバシー確保の観点から、これまでの基準である**2人以内とすることを基本**とする。
- ▶ 一方で、既存の3・4人部屋を持つ特養が建替え時に**居室の定員数を削減すると、利用者へのサービスが確保できなくなる恐れがある**との保険者意見がある。
- ▶ このため、**基準条例施行時**に現に存する3・4人部屋を持つ特養の建替えについて、**特認要件を満たす場合に限り**、居室定員を**4人まで**とすることを認める必要がある。

改正内容等

改正する条例

- ① **高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例**
特養を設置するに当たり老人福祉法上の施設として適当であるかを判断するための基準を定めている条例
- ② **高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例**
特養を設置するに当たり介護保険事業者としての指定を受ける際の基準を定めている条例

居室
イメージ



改正内容

- ▶ **基準条例施行時**に現に存する特養に限り、以下の**3つの特認要件**を満たす場合における**建替え**について、居室定員を**4人まで**とすることを認める。

- ① 多床室（3・4人部屋）以外の居室整備では定員数が減少するなど、入所者に対するサービスの提供に支障が生じると考えられること。
- ② 多床室の整備が必要とされる具体的な理由について、施設が所在する市町村長から意見書が提出されること。
- ③ 可動壁等でベッドの間を仕切る等、入所者のプライバシーへの配慮が行われること。

1. 条例改正の目的

特定都市河川に指定された日下川流域における**雨水浸透阻害行為に係る対策工事の基準となる降雨について**、浸水被害防止の対策等をまとめた流域水害対策計画が今月策定されたことから、同計画で浸水の発生を防ぐ目標降雨として定めた**平成26年8月台風第12号の実績降雨を基準として条例で定めるもの**

2. 改正の背景

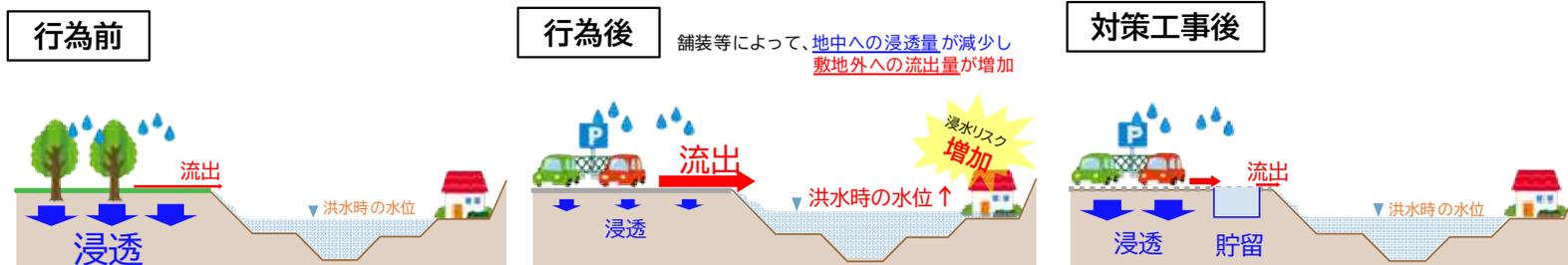
○ 国、県、日高村が連携したハード・ソフト両面での洪水対策の取組

- ✓ **平成26年8月の台風第12号**で甚大な被害が発生した日下川流域において、同等規模の洪水が発生しても床上浸水被害を出さないよう一体的な対策を実施
- ✓ 日高村では、ソフト対策として「日高村水害に強いまちづくり条例」を制定し、流域内での貯留浸透阻害行為に対して届出を義務化。(同条例において対策工事に係る基準の降雨量は、平成26年8月台風第12号の実績降雨を適用)

○ 令和6年12月3日 特定都市河川・流域に指定

- ✓ 上記対策後も地形的特性等から浸水被害リスクが残ること、気候変動による水災害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」を推進するため指定
- ✓ 当該指定により特定都市河川流域(土佐市、佐川町、日高村)において、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、基準の降雨量において**行為の前後で河川等への流出量が増加しないよう対策工事が義務化(令和7年7月施行)**
- ✓ 条例で特別の定めを置かない場合、対策工事に係る基準の降雨量は全国一律の基準(各流域における10年に一度の降雨量)が適用

■ 雨水浸透阻害行為と対策工事



○ 「流域水害対策計画」の策定(R7年6月)及び降雨基準の見直し

- ✓ 本年6月に河川管理者・流域市町村で「**流域水害対策計画**」を策定し、同計画において、浸水の発生を防ぐ目標となる降雨基準として「**平成26年8月台風第12号の降雨**」を規定



対策工事の義務化に先立ち、「流域水害対策計画」で定めた降雨基準を踏まえ、**条例で基準となる降雨を平成26年8月台風第12号の実績降雨と定める**ことで、流域一体での浸水被害の防止のための対策を推進

3. 基準とする降雨量

■ 現行(10年に一度の降雨)
24時間総雨量:442.1mm

■ 見直し後(平成26年8月実績降雨)
24時間総雨量:458mm

4. 施行日

公布の日から施行する。

高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定について

1 施設概要

(1) 開設時期

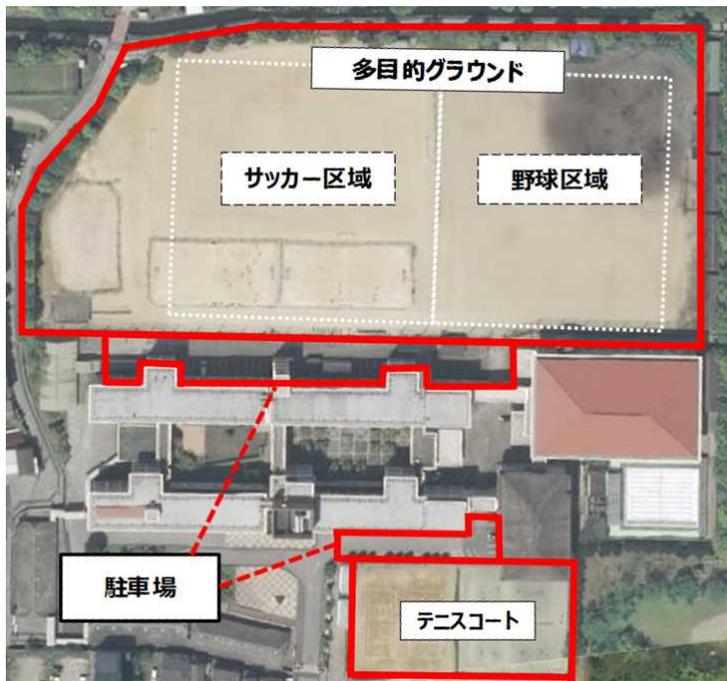
令和7年9月1日（予定）

(2) 所在地

高知南中学校・高等学校跡地

(3) 主な設備

- ・多目的グラウンド
（サッカー区域、野球区域）
- ・テニスコート4面
（クレイ2面、オムニ2面）
- ・トイレ、駐車場



2 指定管理者制度導入の目的

高知南中学校・高等学校跡地を活用した県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートについて、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用することにより、利用者サービスの向上及び県民のスポーツ機会の拡充を図る。

3 今回の指定議案について

(1) 公募状況

- ・公募期間：令和7年4月1日から令和7年4月30日まで（30日間）
- ・応募者：2者

(2) 審査委員会

- ・令和7年5月9日

(3) 審査結果

- ・指定管理者の候補者として「株式会社高知犬」を選定
- ・事業提案の評価点：321.5点（500点満点）

(4) 指定期間

令和7年8月1日から令和12年3月31日まで

(5) 管理代行料の予算額（※）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
5,683千円	7,498千円	7,398千円	7,398千円	7,398千円	35,375千円

（※）R7年度は6月補正予算5,683千円、R8年度～R11年年度は債務負担29,692千円

4 今後のスケジュールについて

- ・令和7年6月～8月 改修工事、スポーツ用の備品購入等
- ・令和7年9月1日 供用開始（予定）

令和7年度 6月補正予算（案）の概要



令和7年6月
高知県総務部財政課

- 物価高騰や米国の関税措置等による本県経済への影響に対応するため、県内企業への支援を実施
- 教育費負担軽減に向け、いわゆる高等学校等の授業料無償化に対応

1. 経済の活性化

944百万円
(債務負担行為額 476百万円)

- ◆国による新たな特別保証制度に呼応し、**金融機関との協調等による新たな制度融資を創設**
- ◆中央地域の公共交通機関の維持・確保に向け、**沿線市町と協調した「とさでん交通」への支援を実施** など

2. 教育の充実

351百万円

- ◆高等学校等の授業料無償化に向けて、**授業料相当額の支援について、収入要件を撤廃**
- ◆家庭の負担軽減を図るため、**非課税世帯の奨学給付金単価を引き上げ** など

3. その他

561百万円
(債務負担行為額 31百万円)

- ◆国による災害時支援物資の**分散備蓄に対応するため、防災倉庫の設計等を実施**
- ◆旧南中高体育館を有効活用できるよう、**施設の再整備に向けた設計を実施**
- ◆患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関に対して、**病床数適正化に向けた支援を実施** など

6月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	327,381,916	174,102	327,556,018	321,741,388	1.8
県 税	70,918,454		70,918,454	67,793,441	4.6
地方消費税清算金	38,439,057		38,439,057	36,747,985	4.6
地方譲与税	16,896,994		16,896,994	15,030,285	12.4
地方交付税等 (うち臨時財政対策債)	181,259,000		181,259,000	181,922,000 (605,000)	△ 0.4 皆減
財調基金取崩ア	6,994,917	174,102	7,169,019	6,265,373	14.4
その他	12,873,494		12,873,494	13,982,304	△ 7.9
(2) 特 定 財 源	146,746,087	1,681,818	148,427,905	143,908,276	3.1
国庫支出金	66,223,754	1,552,111	67,775,865	63,624,612	6.5
県 債 (うち行政改革推進債・ 退職手当債)イ	47,360,300 (3,000,000)	129,700	47,490,000 (3,000,000)	46,482,300 (3,000,000)	2.2
減債基金(ルール外分)等ウ	3,392,890		3,392,890	4,555,521	△ 25.5
その他	29,769,143	7	29,769,150	29,245,843	1.8
総計 (1)+(2)	474,128,003	1,855,920	475,983,923	465,649,664	2.2

財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,387,807	174,102	13,561,909	13,820,894	△ 1.9
------------------	------------	---------	------------	------------	-------

(単位 千円、%)

歳出

区 分	令 和 7 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	381,735,131	1,822,040	383,557,171	373,486,061	2.7
人 件 費	110,532,704	1,510	110,534,214	112,594,368	△ 1.8
扶 助 費	12,206,825	170,936	12,377,761	12,250,357	1.0
公 債 費 (※)	69,270,901		69,270,901	68,574,140	1.0
そ の 他	189,724,701	1,649,594	191,374,295	180,067,196	6.3
(2) 投 資 的 経 費	92,392,872	33,880	92,426,752	92,163,603	0.3
(補助)普通建設事業費	54,659,375	△ 201,133	54,458,242	52,903,160	2.9
(単独)普通建設事業費	31,243,753	235,013	31,478,766	32,470,100	△ 3.1
災害復旧事業費	6,489,744		6,489,744	6,790,343	△ 4.4
総計 (1)+(2)	474,128,003	1,855,920	475,983,923	465,649,664	2.2

(※)公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている

中小企業等への支援

拡 中小企業制度金融貸付金保証料補給金 **121,159千円**
[経営支援課]

国の「協調支援型特別保証制度」に呼応し、金融機関との協調等による新たな県制度融資を創設することで、物価高騰や米国の関税措置等の影響を受ける事業者の資金繰りを支援

- 対象者：以下のいずれかの要件を満たす県内事業者
 補給要件：①金融機関のプロパー融資を併せて受けること
 ②経営行動計画の策定・実行を行うこと
 保証料率：①0.12～0.48%
 ②0.29～1.20%
 貸付限度額：2億8,000万円
 融資枠：(R7)178億円、(R8・R9)240億円



Point

- 国の保証料補給に県がさらに上乗せ補給することで、事業者の保証料負担を軽減
 (事業者負担の軽減イメージ)

補給要件	保証料率 (補給前)	国・県による 保証料補給	保証料率※ (補給後)
①の場合	0.45～1.90%	→	0.12～0.48%
②の場合	0.45～1.90%		0.29～1.20%

※R7年度の保証料率（補給要件①の国補給率は、R8年度以降は縮小）

- 資金使途は、設備資金のほか**運転資金も利用可能**であり、事業者の**様々な資金需要に対応**

公共交通事業者への支援

新 公共交通活性化特別対策事業費補助金 **807,000千円**
[交通運輸政策課]

県民の移動手段の維持・確保に向けて、中央地域の公共交通の担い手であるとさでん交通の経営基盤の強化を図るため、債務償還を支援

補助先：とさでん交通株式会社
補助率：定額



Point

【とさでん交通の現状】

- 発足以来、返済を進めてきた借入金も、コロナ禍により再度増大
 (発足時(H26)：約38億円→R元：約25億円→R2：約38億円)
- 新たな借入が難しく、収益力向上に向けた前向きな投資が困難な状況

- 中央地域の公共交通を維持するため、前向きな投資ができるよう**債務返済に係る負担を軽減し、経営基盤を強化することが必要**

- 県と沿線市町が連携して支援を行い、コロナ禍で増大した**債務12億円**の解消を目指す (県：約8億円、沿線市町：約4億円)

支援の効果

- 1 収益部門の強化による経営の安定化**
 資金余力を活用して新たな投資を行い、さらなる収益拡大につなげるといった好循環を実現
- 2 経営基盤の強化による持続可能な公共交通の確保**
 経営基盤の強化を通じて、持続可能な公共交通ネットワークを構築

高等学校等にかかる教育費への支援

拡 ① 授業料に対する支援 **337,469千円**

[高等学校課、私学・大学支援課]

授業料相当額を支援する支援金制度において、収入要件を撤廃し、
家庭の教育費負担を軽減

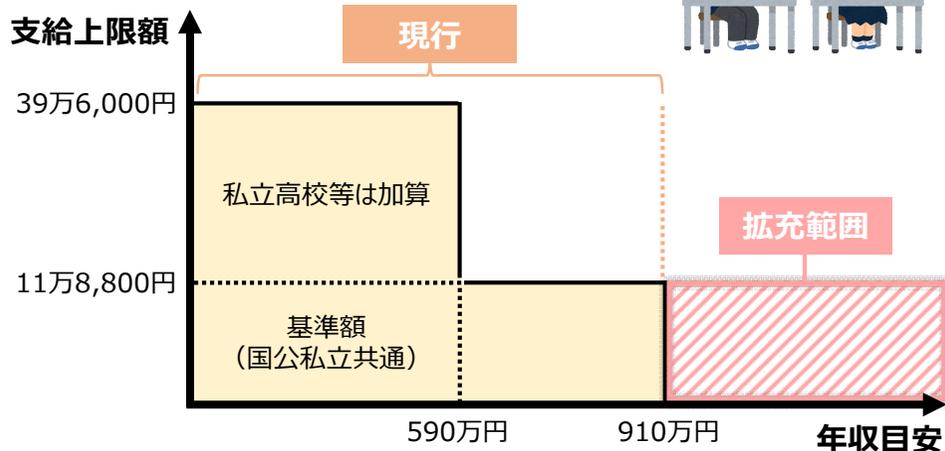
対 象：所得制限を受けている、年収約910万円以上世帯の高校生等

Point

- 国公立共通の基準額である11.88万円（授業料相当額）の支援について、**全高校生等を対象に拡充**
- 収入要件の撤廃により、**意欲のある高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を整備**



(支援の拡充イメージ)



※国制度部分の拡充イメージ

拡 ② 授業料以外に対する支援 **13,140千円**

[高等学校課]

授業料以外の教育費を支援する給付金制度において、給付金単価を
引き上げることで、非課税世帯の教育費負担を軽減

対 象：保護者等の県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

Point

- 国公立高校等に通学する**生徒（第1子）の給付金単価を、第2子以降と同額に引き上げ**



(拡充内容)

区分		給付額（年額）	
		国公立	私立
非課税世帯	全日制等（第1子）	131,500円 ⇒ 143,700円	152,000円
	全日制等（第2子以降）	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

地域医療提供体制の充実・確保

新 ① 病床数適正化支援事業費交付金 **410,400千円**

[医療政策課]

効率的な医療提供体制の確保を図るため、患者数の減少等を受けて病床数の適正化を進める医療機関を支援

補助先：病床数の削減を行う医療機関
補助額：削減した病床1床あたり4,104千円

新 ② 電子処方箋普及促進事業費補助金 **69,832千円**

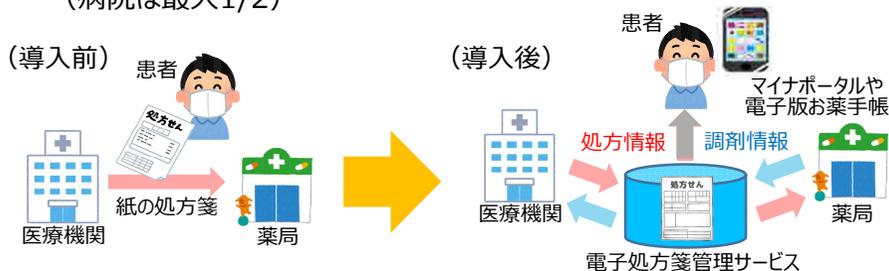
[薬務衛生課]

電子処方箋の普及を促進するため、県内医療機関等の電子処方箋の導入に係る経費を支援

補助先：R7.9.30までに電子処方箋を導入する県内医療機関等
補助率：病院1/6以内、診療所・薬局1/4以内

Point

- 国の補助制度（ICT基金）との併用により、最大3/4を支援（病院は最大1/2）



新 ③ 産科・小児科医療確保事業 **27,845千円**

[医療政策課]

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び小児医療体制を確保するため、少子化等の影響を受ける施設を支援

(1) 分娩取扱施設支援事業費交付金

補助先：分娩取扱件数が過去3カ年平均より減少している分娩取扱施設
補助額：病院・診療所1施設あたり2,500千円

(2) 周産期医療施設設備等整備事業費補助金

補助先：妊婦健診等を担うことで、近隣の分娩施設の負担軽減を図る施設
補助率：妊婦健診等の実施に必要な施設整備費等の1/2以内

(3) 小児医療施設支援事業費交付金

補助先：患者数が過去3カ年平均より減少している小児医療の拠点となる施設
補助額：小児科部門の病床1床あたり250千円

Point

- 分娩件数が減少していく中でも、分娩取扱機能維持に取り組む医療機関を支援
- 少子化等による患者減少が、病院経営に影響を及ぼしている小児医療の拠点施設を支援



新 ①分散備蓄倉庫整備事業

15,388千円

[南海トラフ地震対策課]

国による災害時支援物資の分散備蓄を保管するため、防災倉庫の整備に向けた設計等を実施

整備内容：防災倉庫の新築整備
(県立青少年センター敷地内)
備蓄物資例：簡易トイレ、調理資機材、
段ボールベッド等
スケジュール：設計委託：R7
新築工事：R8
供用開始：R9～(予定)



②四万十市新食肉センター整備事業費負担金

【債務負担(R8～R10)475,749千円】 [畜産振興課]

四万十市の新食肉センターの整備に係る経費の一部を負担
(令和6年9月補正で計上した債務負担行為額への追加)

負担先：四万十市
負担割合：県50.6%、四万十市40%、その他7市町村9.4%
※四万十市新食肉センター整備検討会における合意に基づくもの
全体事業費：[追加前] 3,112,796千円
(R7～R10) [追加後] 3,588,545千円 (+475,749千円)

新 ③旧高知南中学校・高等学校体育館設計等委託料 17,843千円

[学校安全対策課]

県民体育館の再整備に伴い、県民の日常的なスポーツ活動の場を確保するため、旧高知南中学校・高等学校体育館の整備に向けた設計等を実施

整備内容：照明のLED化、消火設備の新設、受水槽の設置、非構造部材
(天井等)の耐震化等
スケジュール：設計等委託：R7
改修工事：R8
供用開始：R9～(予定)



新 ④県民体育館多目的グラウンド等管理運営委託料 5,683千円

【債務負担(R8～R11)29,692千円】 [スポーツ課]

高知南中学校・高等学校跡地を活用した県民体育館多目的グラウンド及び
テニスコートの管理・運営を実施(指定管理者制度による)

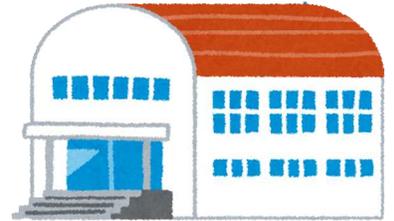
指定管理候補者：株式会社高知犬(公募)
指定期間：R7.8.1～R12.3.31



(高知南中学校・高等学校跡地)

ネーミングライツを導入することで、企業等に対して宣伝効果による知名度やブランドイメージなどの向上、社会貢献活動の機会を創出するとともに、公共施設の命名権を売買することにより収入を確保することで、施設管理等の県負担を軽減する。

対象施設 : ○春野総合運動公園陸上競技場 ○県民文化ホール ○のいち動物公園
契約期間 : 原則3年
最低希望金額 : 他県や高知市の例を参考にして設定
スケジュール : 年内に入札、年度内に導入予定 (※6月議会常任委員会へ報告後)



■募集方法

・資料配付、ホームページ掲載、県広報媒体へ掲載

■選定方法

・選定基準を定め、選定委員会により決定
(評価点の最も高い者を優先交渉権者と選定)

■費用負担

パートナー : 対象施設等の建物・敷地内看板等の新設、変更
敷地外道路標識等の変更、期間終了後原状回復
県 : 施設HP、パンフレットの表示変更、関係者への通知、
封筒等備品の変更 (指定管理者は通常業務内の範囲で対応)

ネーミングライツのメリット

●公共施設に企業名や商品名等を含む愛称を表示することで、施設の看板やイベントのポスター等により知らせる機会を創出できるとともに、様々なメディアによる宣伝効果が期待できる。

施設利用者数 (R5実績)

①春野総合運動公園陸上競技場	470,284人 (運動公園全体)
②県民文化ホール	260,092人
③のいち動物公園	206,500人

Jリーグ公式戦開催競技場 (年21回開催)、高知龍馬マラソンのゴール会場 等
オレンジ・グリーンホールの公演件数 333件 (R6実績)、入場者数19万8千人 (R6実績) 等
ニュース掲載件数 (年約49件 googleニュース検索結果)、R7GW県内観光施設利用者数県内1位
「旅好きが選ぶ!日本人に人気の動物園・水族館ランキング2020」で1位